個人補助金の見直しに関する中間報告

平成20年11月

尾張旭市補助金等審査委員会

# 目 次

はじめに						•	• •	•	• •		•	•	•	•	•	•	•	•	1
第1章	中間報告の目	目的				•		•			•	•	•	•	•	•	•	•	2
第2章	個人補助金の	)審査	経緯	•		•		•			•	•	•	•	•	•	•	•	2
第3章	本市の補助金	急制度	の問	題点	<u>.</u>	•		•	• •		•	•	•	•	•	•	•	•	5
第4章	取り組むべき	事項	と今	·後σ	補助	金の	りあ	י ל	方		•	•	•	•	•	•	•	•	7
おわりに	· · · · ·					•		•			•	•	•	•	•	•	•	•	9
				_					_										
					資	料	編	Ħ											
資料 1	審査結果一覽	<b>气</b>				•		•	• •		•	•	•	•	•	•	•	•	1 1
	所得制限等0	)状況	一覧	(参	考)	•	•	•	• •		•	•	•	•	•	•	•	•	2 0
資料 2	審査結果表					•		•			•	•	•	•	•	•	•	•	2 1
資料 3	補助金チェッ	ノクシ	<b>-</b>	(担	当誤	審	表	) 柞	漾式	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8 3
資料 4	補助金チェッ	ノクシ	<b>-</b>	(委	員会	審征	表	) 柞	漾式	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8 5
資料 5	尾張旭市補助	加金等	審査	委員	会条	€例	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	8 6
資料6	委員会開催》	犬況				•		•			•	•	•	•	•	•	•	•	8 7

#### はじめに

尾張旭市補助金等審査委員会は、市が交付する補助金等が、市民に納得された真に必要とされる事業効果の高いものとなるよう、統一的な手法を用いた抜本的な見直しを行うため、平成18年7月に設置された。昨年秋には、17回にわたる会議を経て「団体補助金の見直しに関する中間報告」を市長に提出した。市ではこれを受け、平成20年2月には、補助金等交付規則の一部改正、交付基準の制定が行われ、各団体補助金の交付要綱の見直しが進められている。

団体補助金の見直しに関する中間報告以降は、個人補助金の見直しのため、12回にわたる会議を開催し、31種類すべての個人補助金について担当課へのヒアリングを行いながら審査し、これまでの審査の過程で得られた議論、意見をもとに、本市の補助金制度の問題点、取り組むべき事項、今後の補助金制度のあり方等について整理を行った。

補助金全体の見直しに関する答申は、平成22年春を予定しているが、昨年の団体補助金同様、個人補助金の見直しに関しても可能なものから早急に実現されることを期待し、ここに中間報告するものである。

平成20年11月

#### 尾張旭市補助金等審査委員会

委員長伊藤 達雄同職務代理者加藤 義之委員前田 晃希良委員門脇 玲衣子委任竹

## 第1章 中間報告の目的

団体補助金の見直しに関する中間報告以降は、12回にわたる会議を開催し、団体補助金と個人補助金との違いを分析し、個人補助金の審査のための審査基準を新たに制定した。その後、31種類すべての個人補助金について担当課へのヒアリングを行いながら審査し、これまでの審査の過程で得られた議論、意見をもとに、本市の補助金制度の問題点、取り組むべき事項、今後の補助金制度のあり方について整理を行った。

この中間報告では、個人補助金の見直しの方向性等を示すとともに、これまでの審査の中で得られた議論をもとに本市の補助金制度の問題点、取り組むべき事項、今後の補助金のあり方について提言するものである。

## 第2章 個人補助金の審査経緯

団体補助金の見直しに関する中間報告以降、個人補助金の審査を行うにあたり、まず団体補助金と個人補助金との違いを分析した。

団体補助金は、事業の実施や団体の設立、運営にあたり、金銭的な援助が必要であるものに対する補助であり、すべてが特定の政策目的を達成するための補助であるため、主な判断基準は、公益性が高いかどうか、効果が多くの市民に及ぶかどうか、補助金の使途が適正であるかどうかなどであった。

一方、個人補助金は、特定の政策目的のためだけではなく、格差の是正・経済負担の軽減を目的とするものがある。また、大半が「一定の要件に該当すれば交付し、実績報告を求めない補助金」あるいは「一定の実績・事実があることにより交付する補助金」であり、団体補助金のような実績報告書や収支決算書は提出されないため、団体補助金のように実績報告書による審査ではなく、判断基準も「交付先での補助金の使われ方」ではなく、「補助金の制度設計、考え方」が中心となった。

そこで、当委員会では、まず補助金の類型を「特定の政策目的を達成するために金銭的な援助を行うもの〔特定目的型〕」と「格差の是正、経済負担の軽減のために金銭的な援助を行うもの〔格差是正型〕」の2つに分けて審査を進めることとした。

3 1 種類の分類は、第 1 表「個人補助金分類表」のとおりである。

#### 第1表 個人補助金分類表

特定目的型(19種類)	格差是正型(12種類)
犬・猫避妊等手術補助金(環境課)	排水設備等改造費補助金(下水道課)
合併処理浄化槽設置費補助金(環境課)	離職者支援資金借受者利子補給補助金(産業課)
生ごみ堆肥化容器購入補助金(環境課)	私立幼稚園就園奨励費補助金(教育行政課)
生ごみ発酵用密閉容器購入補助金(環境課)	私立高校等授業料補助金(教育行政課)
生ごみ処理機購入補助金(環境課)	県外妊婦・乳児健診助成金(健康課)
民間木造住宅耐震改修費補助金(都市計画課)	障害者住宅整備資金借受者利子補給補助金(福祉課)
保存樹等保全助成金 (都市整備課)	高齢者住宅整備資金借受者利子補給補助金(長寿課)
生垣設置奨励助成金 (都市整備課)	健康診断書作成補助金(福祉課)
浄化槽雨水貯留施設転用補助金(下水道課)	健康診断書作成補助金(長寿課)
中小企業退職金共済制度補助金(産業課)	障害者(児)タクシー基本料金助成金(福祉課)
商工業振興資金等信用保証料助成金(産業課)	家族介護慰労事業補助金(長寿課)
中小企業大学校等研修費補助金 (産業課)	成年後見人等報酬費用助成金(長寿課)
勤労者尾張あさひ苑利用助成金(産業課)	
尾張あさひ苑利用者助成金(福祉課)	
自転車通学安全補助金(学校教育課)	
不妊治療費等補助金 (健康課)	
高齢者タクシー基本料金助成金(長寿課)	
緊急連絡用シルバーホン使用料補助金(長寿課)	
介護支援事業費助成金(長寿課)	

次に、先に述べたように、団体補助金と個人補助金とは判断基準が違うため、団体補助金の審査項目を個人補助金に適用する場合の適否や問題点を検討し、9項目の審査項目を決定した。審査項目は、第2表「審査項目一覧表」のとおりである。

第2表 審査項目一覧表

	団体補助金(12項目)	個人補助金(9項目)
	市民の福祉向上と利益の増進に効果がある。	市民の福祉向上と利益の増進に効果がある。
公	効果が多くの市民に及んでいる。	
益	市民のニーズと一致している。	補助金の必要性は、市民の理解を得られるも
性		のである。
	当初の補助目的は希薄化していない。	当初の補助目的は希薄化していない。
	市の政策・施策との整合性がある。	〔特定目的型 〕市の政策・施策との整合性
777	市が財政支援をしなければならない事業であ	がある。
妥当	る。	[ 格差是正型 ] 市が財政支援をしなければ
性		ならない事業である。
Ή±	補助金以外の代替手段はない。	補助金以外の代替手段はない。
	補助金の使途は適切である。	補助対象の要件は適切である。
効	費用対効果は適切である。	費用対効果は適切である。
果		
透	補助金の使途が明確に確認できる。	不正受給防止の措置が適切に講じられてい
明		る。
性		
公	受益者負担の水準は適切である。	補助率(額)は適正な水準である。
平	繰越金、剰余金、積立金などは多額でない。	
性		

団体補助金の審査項目を個人補助金に適用する場合の変更点は、以下の7点であった。

1 団体補助金審査項目 「効果が多くの市民に及んでいる。」

格差是正型において直接的に効果が及ぶのは、基本的には格差が生じている本人のみであり、間接的な効果は抽象的なものが多く、効果の測定が困難と思われるため、個人補助金では採用しなかった。

2 団体補助金審査項目 「市民のニーズと一致している。」 補助金の対象とならない市民に補助金のニーズがあるかどうかという問題があるため、 個人補助金の審査においては、「補助金の必要性は、市民の理解を得られるものであ

る。」とした。

3 団体補助金審査項目 「市の政策・施策との整合性がある。」及び 「市が財政支援 をしなければならない事業である。」

特定目的型と格差是正型では審査すべき内容が異なるため、特定目的型の補助金は特定目的型の項目、格差是正型の補助金は格差是正型の項目により審査することとした。

4 団体補助金審査項目 「補助金の使途は適切である。」

実績報告により交付後の使途の報告を求める団体補助金とは異なり、個人補助金は実績報告がされないこと、若しくは、実績を確認後に交付していることにより、制度設計そのものを審査する必要があった。そこで、個人補助金においては、「補助対象の要件は適切である。」とした。

- 5 団体補助金審査項目 「補助金の使途が明確に確認できる。」 個人補助金では実績報告書を提出する必要がないため、審査項目の内容を「不正受給 防止の措置が適切に講じられている。」とした。
- 6 団体補助金審査項目 「受益者負担の水準は適切である。」 会費や代替財源の確保は個人補助金には馴染まないことや、受益者負担を補助率・補助額と読み替えが可能なことなどから、審査項目の内容を「補助率(額)は適正な水準である。」とした。
- 7 団体補助金審査項目 「繰越金、剰余金、積立金などは多額でない。」 団体補助金固有の項目であり、所得要件については変更点4「補助対象の要件は適切 である。」で対応しているため、個人補助金では採用しなかった。

補助金の審査は、団体補助金同様、担当課職員の出席のもと「補助金チェックシート(担当課審査表)」と補助金交付要綱など関係資料の説明と質疑応答をもとに、各委員が公益性、妥当性、効果、透明性及び公平性の観点から設定した9項目による審査を行い、その結果を参考に委員の合議により、各補助金の見直しの方向性、附帯意見など委員会としての結論を出した。

今回、委員会の結論を決定するにあたっては、各委員の審査結果を数値化し、合計点が低いものから廃止するという機械的な方法ではなく、団体補助金と同様、各補助金の長所と短所、担当課による自己審査と委員による審査結果の差異を分析し、各補助金が抱える問題点を抽出することに重点を置いた。

補助金の審査結果としては、資料編・資料1「審査結果一覧」及び資料2「審査結果 表」のとおり報告する。

# 第3章 本市の補助金制度の問題点

第3表「審査項目別平均点の差異一覧」は、委員会が審査をした31種類の補助金について、9の審査項目の平均値が担当課による自己採点と委員による審査でどの程度の差異が生じたかを示した表である。

これをみると、すべての審査項目において、担当課の自己採点結果が委員の審査結果を 上回る結果となったことがわかる。

第3表 審査項目別平均点の差異一覧

審査項目	委員	担当課	差異
市民の福祉向上と利益の増進に効果がある。	2.7	2.8	0.1
補助金の必要性は、市民の理解を得られるものである。	2.7	3.2	0.5
当初の補助目的は希薄化していない。	2.7	3.3	0.6
〔特定目的型 〕市の政策・施策との整合性がある。			
〔格差是正型 〕市が財政支援をしなければならない	2.7	3.2	0.5
事業である。			
補助金以外の代替手段はない。	2.6	3.4	0.8
補助対象の要件は適切である。	2.6	3.1	0.5

費用対効果は適切である。	2.4	3.1	0.7
不正受給防止の措置が適切に講じられている。	2.9	3.5	0.6
補助率(額)は適正な水準である。	2.5	3.2	0.7

数値は委員会が審査を行った31補助金の平均値。各項目4・3・2・1の4段階で評価

現に補助金を交付している担当課としては、現状を否定するような低い評価を行い難いという事情を差し引いて判断する必要があるかもしれないが、この結果は、補助金を交付する市と直接的に補助金の恩恵を受けていない市民との間では、補助金に対する評価に大きなギャップが生じる可能性があることを示唆しており、そのことを認識して見直しを進めるべきである。

このほかにも、審査を通じて、以下のような問題点が見られた。これらは、本市の補助 金制度の問題として、統一的かつ早急に改善を図る必要がある。

- 1 当初の目的が希薄化しているもの、「行政評価による対象と意図」と「補助金交付 要綱等で定められている対象と目的」が合っていないもの、政策・施策との整合性が ないものが見られた。
- 2 同じような目的の補助金が複数あり、わかりづらい。
- 3 当初の目的が既に達成され、交付実績が著しく減少しているにもかかわらず、毎年 同じ予算額が計上されているものがある。担当課でも実績が少ないことを問題点とし て挙げており、近隣市町では廃止・縮減されているものもあるが、本市では見直しが 行われていないケースもある。
- 4 所得制限を設けている補助金が全体の2割に満たない。他市町では所得制限があるが、本市ではないというケースもある。
- 5 すべての補助金において不正受給防止の措置を講じているとされているが、補助金の交付申請時、使用時の本人確認が徹底されておらず、十分な措置とは言えないものがある。
- 6 補助の目的、対象者、効果などが市民に周知されず、実績が少ないものがある。市

の周知不足によって、補助対象者でありながら補助を受けられない市民が少なからず いるのは、公平性の観点から問題である。

## 第4章 取り組むべき事項と今後の補助金のあり方

#### 1 取り組むべき事項

第3章で指摘した問題点の解決に向け、取り組むべき事項として、次のとおり提言する。

#### (1) 補助制度の再点検

当初の目的が希薄化しており政策・施策との整合性がないもの、当初の目的が既に 達成され交付実績が著しく減少しているもの、制度の趣旨としては理解できるが活用 されていないものは、市の政策、姿勢、目指すべき方向性を明確にしたうえで制度を 抜本的に見直すべきである。

対象者や補助額が適切かどうか、個人に対しての補助金(現金)交付以外の代替手段はないかなどを検討し、他の制度との関連や社会情勢の変化により必要性の低いものは廃止し、同一目的のものは統合するなどの整理が必要である。

また、補助目的、実績などから評価して必要性の高いものは、制度の拡充、補助額の増額などを検討し、より公益性、妥当性の高い制度を創設すべきである。

#### ② 所得制限の導入の検討

本市では、所得制限を設けている補助金が全体の2割に満たない。また、他市町では所得制限を設けているが、本市では設けていないというケースもあった。限られた財源を効率的、効果的に活用するためには、所得制限の導入を検討すべきである。

#### ③ 不正受給防止策の徹底

市では、補助金が不正に受給申請されないという前提で事務が進められているが、 補助金は市民から徴収された税金その他貴重な財源でまかなわれているため、補助金 の不正受給が行われる余地がないようあらかじめ配慮すべきである。

不正受給防止のため、受給資格の確認の徹底、補助の対象となる証拠書類(領収書の写し等)の提出を求めるなど、必要な措置を講じるべきである。

#### (4) 広報の充実

補助の目的、対象者、効果などが市民に周知されず、実績が少ないものがある。 広報誌、ホームページの活用などにより市民への周知を積極的に行い、効率的で有 効な補助金の活用を図る必要がある。

また、補助金の見直しを行ったことについて、行政としての説明責任を果たすことが必要であるため、市民への十分な情報提供に努め、市の行財政運営の透明性を確保することが重要である。

#### 2 今後の補助金のあり方

補助金の審査を進める過程で議論された今後の補助金のあり方について、次のとおり 提言する。

これらは、直ちに実施できるものばかりではないが、可能なものから実現されたい。

#### (1) 終期、見直し時期の設定

全ての補助金は、多くの市民の理解を得られるものであるか、補助率は適切であるかなど不断の見直しを行うべきである。特に、市の政策・施策との整合性が必要である特定目的型の補助金は、当初の交付目的が達成されていないか、希薄化していないか、時代、社会情勢に適合しているかなどを検討し、一定の終期、見直し時期を設定し、それを的確に機能させなければならない。

#### ② 所得制限の基準の制定

所得制限の導入の検討については、「1 取り組むべき事項」で提言したところであるが、市民税非課税世帯など様々な基準が考えられる。基準については、担当課の個別の判断ではなく、統一的な基準を制定することが望ましい。

#### ③ 納税状況の確認

補助金の財源は、市民から徴収された税金その他貴重な財源によってまかなわれており、受益と負担の適正化、公平性の確保を図る必要がある。そのため、扶助的な性格を持つ補助金以外の補助金に対しては、納税の義務が履行されていることが当然に求められるべきものであり、対象者の納税状況を確認することも必要である。

#### おわりに

今回の個人補助金の見直しについては、一定の目標金額に達するまで点数などにより機械的に補助金を廃止又は縮減するのではなく、補助金の必要性、妥当性、費用対効果、市民意識等の様々な視点から評価を行い、本市の補助金制度の問題点、取り組むべき事項、今後の補助金制度のあり方等について整理を行った。

これは、今回の見直しが一時的な歳出予算の削減で終わるのではなく、市の補助金制度 の総合的な見直しの機会となり、市の補助金が、公平性、公正性及び透明性の高い補助金 制度の下で、その成果が最大限発揮され、市民の福祉の向上に寄与されることを切望して のものである。

市にあっては、この報告を踏まえ、必要な見直しを検討されたい。